

第四十三回国会 衆議院 運輸委員會 會議録 第五号

昭和三十八年二月十五日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 木村 俊夫君

理事佐々木義武君 理事鈴木 仙八君

理事細田 吉藏君 理事山田 彌一君

理事井岡 大治君 理事久保 三郎君

理事肥田 次郎君

有田 喜一君 有馬 英治君

加藤常太郎君 川野 芳滿君

壽原 正一君 關谷 勝利君

福家 俊一君 増田甲子七君

井手 以誠君 加藤 勘十君

勝澤 芳雄君 下平 正一君

田中絨之進君 内海 清君

出席國務大臣

運輸 大臣 綾部健太郎君

出席政府委員

内閣官房内閣 江守堅太郎君

審議室長

運輸事務官 広瀬 真一君

(大臣官房長)

運輸事務官 辻 章男君

(海運局長)

運輸技官 藤野 淳君

(船舶局長)

運輸事務官 今井 栄文君

(航空局長)

運輸事務官 梶本 保邦君

(觀光局長)

委員外の出席者

専門 員 小西 真一君

本日の會議に付した案件

木船再保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)(予)

第一類第十号 運輸委員會會議録第五号

昭和三十八年二月十五日

船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)(予)

航空に関する件(航空機による広告宣伝等に関する問題)

観光に関する件(観光事業の振興対策に関する問題)

○木村委員長 これより會議を開きます。

本委員会に予備審査のため付託されております内閣提出、木船再保険法の一部を改正する法律案及び船舶安全法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

本船再保険法の一部を改正する法律案

木船再保険法の一部を改正する法律

木船再保険法(昭和二十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。(利益の還付)

第八条の二 政府は、木船再保険特別会計において毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合において、その利益の額をもって前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、組合に対し、その全部又は一部を利益還付金として還付することができる。

第十七条中「及び再保険料の払いもどしの義務」を、「再保険料の払いもどしの義務及び利益還付金の支払の義務」に改める。

附則 1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、改正後の木船再保険法第八条の二の規定は、木船再保険特別会計における昭和三十七年度の損益計算上の利益から適用する。

2 木船再保険特別会計法(昭和二十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(以下「再保険料の払いもどし金」という。))」の下に「、法第八条の二の規定による利益還付金」を加える。

第七条第一項中「これ」を「次項の規定により繰り越した損失をその利益の額をもってうめ、なお残余があるときは、その残余の額から法第八条の二の規定による利益還付金の額を控除した額」に改める。

理由 木船相互保険組合の行なうる保険事業の健全な経営を確保するため、木船再保険特別会計の損益計算上生じた利益を木船相互保険組合に還付することができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又ハ近海区域ヲ航行スル総噸數百五十噸以上ノ船舶又ハ沿海区域ヲ航行スル総噸數百五十噸以上ノ船舶ニシテ國際航海ニ従事スルモノ」に改める。

第四条第一項第四号中「五百噸」を「三百噸」に改める。

第五号ノ二中「總噸數五噸未満ノ船舶及第三十二條各号ニ掲グル船舶ニシテ旅客運送ノ用ニ供スルモノ」を「第二條第一項ノ規定ノ適用アル船舶(總噸數五噸以上ノ旅客ヲ除ク)ニシテ總噸數二十噸未満ノモノ及平水区域ノミヲ航行スルモノ」に改める。

第六条第三項中「製造スル船舶用機関ノ製造者」を「第二條第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ製造シ又ハ修繕スル者」に、「機関」を「物件」に改め、同条第四項中「前条」を「前二条」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

第六條ノ二 第二條第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ製造工事ノ能力ニ付事業場毎ニ行フ主務大臣ノ認定ヲ受ケタル者方当該認定ニ係ル製造工事ヲ行ヒ且命令ノ定ムル所ニ依リ当該認定ニ係ル製造工事ヲ第二條第一項ニ規定スル命令ノ規定ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ其ノ製造工事ニ付前三條ノ検査ヲ省略ス

第七條第一項中「前條第一項」を「第六條第一項」に改め、同條第二項中「前條第三項」を「第六條第三項」に、「船舶用機関」を「当該物件」に改める。

第九條第三項中「船舶用機関」を「物件」に、「交付ス」を「交付シ又ハ証印ヲ附ス」に改める。

第十二條第一項中「船舶」の下に「又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者ノ事業場」を加え、同條第二項中「又ハ船長」を「船長又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者」に改める。

第十三條中「前條第二項」を「前條第三項」に改める。

第二十一條ノ二中「又ハ船長」を「船長又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者」に改める。

第二十五條中「船舶所有者」の下に「又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者」を加える。

第二十八條中「危険物ノ運送禁止、救命艇手及操練」を「危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵」に改める。

附則 1 この法律は、昭和三十八年十月

第一類第十号

運輸委員會會議録第五号

昭和三十八年二月十五日

一日から施行する。ただし、第四
条第一項第四号の改正規定は、千
九百六十年の海上における人命の
安全のための国際条約が日本国に
ついて効力を生ずる日から施行す
る。

2 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

3 運輸省設置法（昭和二十四年法
律第五十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第二十四条第一号の三及び第四
十号第一項第四号の八中「危険
物」の下に「その他の特殊貨物」
を加える。

理由

千九百六十年の海上における人命
の安全のための国際条約を批准する
こととするに伴い無線電信を施設す
べき船舶の範囲を拡大するととも
に、検査対象船舶の増加に対処する
ため船舶検査制度の合理化を図る等
の必要がある。これが、この法律格
を提出する理由である。

○木村委員長 まず政府当局より提案
理由の説明を聴取いたします。綾部運
輸大臣。

○綾部運輸大臣 たいま議題となり
ました木船再保険法の一部を改正する
法律案の提案理由につきまして、御説
明申し上げます。木船再保険法は、政
府が、船主相互保険組合法に基づいて
設立された木船相互保険組合の負う保
険責任を再保険して、組合の健全な経
営を確保することを目的として昭和二

十八年に制定されたものであります。
この制度の発足以来九年間の実績を見
ますと、年々木船再保険特別会計に相
当の黒字を生じております。

申すまでもなく、この利益は、木船
船主の保険料から生じたものでありま
すから、これを木船船主に還元し、保
険料の負担の軽減をはかることが望ま
しいのであります。

しかるに、現行の木船再保険法に
は、利益還付の規定がありません。こ
で、同法を改正いたしまして、木船再
保険特別会計に利益を生じた場合に
は、今後の異常災害等に備えて一定額
を積み立てた後、なお残余があるとき
に限り、これを木船相互保険組合に対
し、還付することができるよう利益還
付金制度を設けることとしたのであ
ります。

以上が、この法律案を提案する理由
であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御賛成いただきますようお願い申し上
げます。

次に、船舶安全法の一部を改正する
法律案の提案理由につきまして、御説
明申し上げます。

今回の改正の第一点は、一九六〇年
の海上における人命の安全のための国
際条約を批准することとするに伴いま
して必要な規定の整備をすることであ
ります。

第一は、総トン数三百トン以上五百
トン未満の非旅客船で国際航海に従事
するものに対して、新たに無線電
信または無線電話の施設を義務づける
ことであります。

第二は、バラ積み穀類を船積みする
場合において、その積載図を承認する
等の運送に関する規制を新たに設ける
ことであります。

改正の第二点は、検査対象船舶の増
加に対処して、技術の進歩と検査の体
制とに即応した船舶検査制度の合理化
をはかることであります。

経済の進展に伴う船舶の増加により
まして、船舶検査が繁忙をきわめて参
りましたが、一方技術の進歩によりま
して、船舶及び船舶用物件の性能も向
上して参りましたので、その実情に即
応して、次の諸点について、船舶検査
の合理化をはかることとしたのであり
ます。

第一は、総トン数五トン以上二十ト
ン未満の帆船以外のもの及び平水区域
のみを航行する帆船以外のものに対
し、現在定期的に行なっております船
舶検査を、これらの船舶の就航状態
が、従来から随時の検査の対象となつ
ている一部の帆船と同様に、いずれも
平穏な狭い水域に限られていたことに
かんがみまして、随時の検査に変更す
ることあります。

第二は、一定の規格により、または
大量生産方式により製造されている船
舶用物件につきまして、船舶用機関と
同様に、当該物件を施設する船舶の特
定前に検査を受けられることとするこ
とであります。

第三は、優秀な製造施設を有し、製

造過程中の品質管理、自主検査機構等
が充実している事業場の認定を行な
い、その事業場において製造される一
定の船舶用物件に対しまして、製造工
事に関する検査を省略することであり
ます。

以上のほか、満載喫水線を表示すべ
き船舶の範囲を国際満載喫水線条約の
線に合致させる等、所要の整理をする
ことにしたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由
であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやか
に御賛成いただきますようお願い申し
上げます。

○木村委員長 両案に対する質疑は後
日に譲ることいたします。

○木村委員長 航空に関する件につい
て調査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを
許します。肥田次郎君。

○肥田委員 私がきょう質問したいと
思いますのは、民間の航空事業の中
で、特に広告宣伝などをやっておる飛
行機の弊害について質問したいと思っ
ております。

その前に、まずお伺いいたしておき
たいのは、航空局から発行されてお
ります「民間航空の現況」というのを
読んでみましたら、民間航空の中のい
ゆる産業航空と称する部門で最近その
需要が非常に増大しておることが書
かれております。特にその中でわれわ
れが最も喜ばしい傾向であると思
いますのは、いわゆる航空写真によ
って産業の開発にいろいろ寄与する
面、それから衛生方面あるいはまた農
業、漁業、こういう関係についての著

しい成果というものをわれわれはま
とにけっこうな傾向だと思えます。た
だその中で比率を見てもみますると、
「民間航空の現況」と題するものの四
十四ページのところの航空宣伝とい
うのも非常に率で上がっております。

たとえば、時間数ということにな
っておりますが、三十六年が四千六百
九十八時間、これは三十二年からす
ると約倍になっておる、こういうこと
がこの数字の上に表示されております。
そこで、それについて航空法規を見て
みますと、これらについては何の取り
締まりもきわめて困難なような実情に
見受けられます。問題点はあつても申
上げたいと思つて、そういう宣伝広告
の事業の傾向について、まずどうい
う実情にあるのか、お聞かせをいた
さしたいと思います。

○今井（繁）政府委員 御指摘がござ
いますように、産業航空が目ざましい
発達を遂げておる現状において、各
種の業務の中で広告宣伝というもの
が、今先生の御指摘になりました表
面によっておわかりになります通り、
全体のそのための時間が年々漸増は
しておりますが、他の各種の産業航空
の部面における航空機の使用状況の
比率に比べますと、比較的その増加
率は少ない状況でございます。広告宣
伝用のビラというものは、主として
他の宣伝のビラまきが多々ございま
す。中には公明選挙であるとかある
いは国土緑化運動であるとかいう
多少公益的な意味を持ったビラまき
の中には多少存在すると思われま
す。しかしながら、今先生も御指摘
になりましたように、産業航空が非
常に発達

阪府の堺市大浜南町、この地域における南海電車の踏み切りで溝上栄子ちゃんという二才になる人が飛行機から投下したビラを拾おうとして電車にひかれて死んだという、まことに痛ましい事態が起きました。われわれがいつでもよく感じるようなものですが、最近の飛行機のビラまきというものはまことに曲芸飛行並みのようなまき方をしておるわけなんです。まいたビラが散る場合もあるし、それからまき方がたまりにたまって落ちてくるような場合もある。これは低空過ぎるからそういう状態にもなると思うのです。いわゆる投下技術の劣悪さということにもなるだろうと思います。風向を計算に入れて、この地域でまけばどの地域に有効にこれが散布されるか、そういうところまでの配慮をしない、要するに飛行機は飛行機を運んでおればいい、まきものがむやみやたらにまきで野球のボールを目標に向けてぶつけるような落とし方をする場合もあるだろう、いろいろなことが想定されるわけです。そこで落ちたものを拾おうという心理状態——拾って見てもらわなければ意味がないわけですから、人のかたまりのところを目標に、そこにかたまつたビラを落とす。だから広告依頼者の意図というものは、その飛行機を運んでおる人よりビラ依頼者であるところの広告のビラを落とす人に問題が変わってしまうわけです。そういうものに対する取り締まり、いわゆる広告事業者の規制処置についてどういうふうにやっておられるのでしょうか。

○今井(榮)政府委員 先ほど申し上げましたように、私どもとしては、ビラまきによって地上の方々には被害が起るような懸念がないように、嚴重な注意を昭和二十七年以来やっておるわけでありまして。また最近におきましては、昭和三十一年でございまして、さらにそういった趣旨を徹底させる意味で、新たな運輸関係許可事務等処理規程を設けて、ビラをまく場所であるとか時間であるとか、そういう面について事故が起らないような嚴重な注意はいたしております。しかしながら、実際に飛行機がどうであつたかというふうなことは、なかなか私どもの方で把握できないような面もございまして、そういう面では遺憾な点があつたと思つております。

○肥田委員 把握できないということ、いろいろな問題を起しておることとは別だと思つておる。そこで、そういうふうな状態が当然起るということ、それは、実際に申すことなんです。それは、先ほど申し上げたように、隔壁の感があるような第八十九条だけでは、最近の広告宣伝飛行機というものの取り締まりはできないだろうという結論になるわけですが、そういう際にこれが取り締まりを強化する、もつとそういう事故が起きないようにする、どういふ御見解を持っておられますか。

○今井(榮)政府委員 私どもとしては、現在、原則として、先生も御指摘のように、八十九条の第一段で、何人も、航空機から物件を投下してはならない。ということ、むしろただし書きの解釈上の問題になってくるのではないかと思つておる。解釈について運用上のいろいろな道達を出し得るわけがございまして、従つて私どもがもしこれを、現在警察庁と協議中でございまして、全面禁止の方向に踏み切るといふことであるならば、ただし書きの「損傷を及ぼすおそれのない」ということは、もう一般のビラまきをする普通の人家のあるところでは、そういうものは常にそういうおそれがあるんだという解釈も可能になってくるわけなのでございまして。大体そういうふうな意向で私どもとしては現在検討いたしておるわけがございまして。従つて、物件投下をして地上に損傷を及ぼすおそれがないというふうなことは、そのときの状況によつて、ずっと時代によつて変わつてくるわけがございまして、現在のように非常に交通がひんぱんになり、自動車が多くなって、従つて街路で遊ぶことが非常に危険であるというふうな、こういうふうな状況下になりますと、五年前、十年前とは違つた解釈といふますか、実際の法の運用の面で考えなければならぬだろうというふうな感じはいたしておるわけがございまして。

○肥田委員 もう少し突き進んで考え方を聞いておきたいと思つておる。飛行機から物をまくということ、交通戦争といわれている道路に自動車その他の交通機関が非常にふえてきておるといふこの事実、こういうことを問題にする場合の考え方が一つありまして、それから、そういうものではなくて、溝上栄子ちゃんのように、これは二才の幼女なんです、これが、上から物が落ちてくれば、お母さんの制止を聞かずに、母親がそばについておつても、それを拾いにいこうとするようなことも起り得るだろう。つまり、かりしておる間に幼女が飛び出して、拾うこともあるだろう。これは要するに上から物が落ちてきたから、何だろかという好奇心も手伝つて、注意の及ばない場合が生じてくるので、すね。ですからそういうことは、独立した別個の問題として考える必要がある、これがまず第一点。それから要するに上から物を落とす、落とす物が非常に危険物だつたりあるいはまた美観を損する、こういう場合のものの方というものは、おのずから異なるものなんです。ですからいづれにしても美観を損するといふような問題、それから今日のごとく、道路において交通機関が非常に繁雑になつてきて幅狭してきておるから、とても安心して歩けない、こういうことも考えられる。それからいかなる地域でも、山岳地帯以外のところで、飛行機から宣伝ビラをまいて、それによつて宣伝効果を上げようというふうなそういう概念も、最近の傾向としては私はどうかという気がするのです。ですから、この面については、もう全面的に取り締まつても何ら差しつかえないじゃないか。ビラをまく方法というものは、何も飛行機からまかなくても、幾らもあるのです。一時飛行機がやつた時代のように、ビラを飛行機から投下して商業目的を達成しよう、宣伝効果を上げよう、そういう時代ではないような気がする。ですから、そういうものに關する限り、これはいわゆるただし書きに、はつきりと取り締まりという処置をとつていいのじゃないか、こういう気がいたします。

それからも一つお聞きしたいのは、新聞社の自家用飛行機、これはどういふものを聞いたのは新聞社の自家用飛行機じゃないかという気がするのです。これは同列に扱つておられるのですか。あるいは自家用飛行機だということ、特別扱い、要するに昔の古い時代の自家用自動車のような何か特権扱いのような感じを持つて、そういう扱い方をしておる、そういう面が残つておるのじゃないですか。それがあつるとすると、いわゆる民間のめつ営業広告といふものを飛行機に委託しようとするこの取り締まりは、きわめてむづかしくなると思つておる。

○今井(榮)政府委員 新聞社の自家用機につきましては、物件投下に関する規定の運用につきましては、全く営業用のヘリコプターあるいは軽飛行機と同じ取り扱ひをいたしておる。○肥田委員 そこで、もう少しお聞きしたいのですが、通達その他のただし書きは、ただ取り締まり強化ということだけでおやりになりますか。どの程度の効果が上がるかというところを考えたがら私は聞いておるわけなんです。○今井(榮)政府委員 おっしゃいますように、最近特に交通事情も非常に変わつてきておりますし、それからビラまきということについては、飛行機を使わなければならぬかどうかというふうな御意見も全くごもつともだと思つておる。私どもとしては、先ほどから御説明申し上げておるに、地上に危険を及ぼさないような場所なりあるいは方法なりを十分選定してやるようにというふうな注意を同時に、警察庁とも協議いたしまして、ビラまきを非常に嚴重

な制限下に置いておるといふふうな措置をとって置くわけでありまして、しかし最近の状況にかんがみまして、この解釈につきましてもできるだけ厳格な解釈をとって、ビラまきを事実上制限するといふふうな方向にきておるわけでございますが、さらに今後問題といたしましては、先生の御指摘のような点を十分考慮いたしまして、全国的な問題として昨年来警察庁と相談中でございますので、そういった協議の結論を出すに際しましては、航空機によるビラまきを全面的に禁止するといふふうなことも一応頭に置きまして、相談をして一つの結論を出したい。その全面的に禁止するという点も、現在の八十九条の運用によりまして十分で得るんではないかというふうな考えられますし、なおまた御指摘のように立法上の不備な点があればできるだけ近い将来にそういつた点についての改正も考えていきたい、かように考える次第でございます。

○肥田委員 重ねてそういう面の強化を私も要望することになります。百害あって一利なしというところまでは言い切れない面があると思えます。必要な場合には、広告宣伝という目的ではなくして、いわゆる広報的な役割を持たして投下しなければならぬような状態もあると思えます。そういうものこそ特例の対象となるべきものであつて、いわゆる地方にこの事務の取り扱いを移管してやらすというふうな場合には、その地域でそういう問題を十分に理解しながら処理をするということにきわめて困難だと思つたのです。困難な理由というものは、法の解釈ということだけじゃないに、いわゆる業者の

圧力といふますか、圧力というものはならないにしても、まあこの程度のものでないだろうという、考え方の根本的な問題があると思つたのです。ですからそういう被害が起こつた地域では、そういうビラまきのようなものは一切全面禁止してもらいたいという運動が起こつてくる。ところがその点がはつきりされない、肝心の取り締まりの責任がある人はその処理がなかなかむずかしいだろうと思つたのです。こういう運動に対して航空保安事務所

の係官は同じことを説明しておるのです。全面禁止ということには航空法を改正しなければできない。けれども何とかして航空業者に強く取り締まりの方法をとっていきたく、同じことを言つておるわけなんです。けれども、それが実現でき得るかどうだろうかというのを前提にしないと、実際なかなかにそれはけつこうだというわけにはいかないのです。今申しましたように、飛行機からまくというのを特例として認めておる以上は、いろいろ手を変え品を変えて、あらゆるなことをしながら許可をもらいにくるわけですから、最後にはそれを許可してしまふ。警察だつて同じですよ。取り締まりを担当しておる警察の方に話を聞いていけばよくいくかといへば、私は警察の方が実際もつとだらしがなと思つた。幅があるといへばいい意味に解釈できますが、幅はなしに、自分の裁量というもので自由自在にやり得る立場を与えられておるのが警察官ですから、その点は私は全く信用ができません。いろいろな面がある以上は、これを實際

に取り締まる方法というものが法の上で明文化されておらない限りは、地方の航空保安事務所などは何もできないだろう、やかましく言つてこられれば、これを許可せざるを得ないだろう、こういうことになるだろうと思つた。ですからそのような問題は、特例ではなしに、飛行機からのビラまきというふうなものは禁止しておいて、必要なものはそのときにいわゆる中央直轄で許可する、そういうことになつていくべきだと思つたのです。

そこで、この法の改正というものは、これはもうそういう面では法の改正ということには必要ないと思つておられますか。たとえばそういうものに限定して私が言うのは、大ざっぱにいわゆる飛行機からの投下物という概念の中に入れてしまわないで、もっとそれを細分化して、たとえば農業における薬剤散布、それから通信筒のようなもの、そういうものをそれぞれ区別をしていって、そうしてその中に、いわゆる広告宣伝ビラあるいはこれに類するものは投下してはいけない、こういうふうにもつと区別をきかせる必要がある。私にはこれをやらなければこの問題は解決しないだろうと思つたのですが、どうですか。

○今井(警)委員 現在私どもの方で考へておりますのは、将来よりよき立法をするかといふことは別といたしまして、宣伝ビラその他を飛行機から散布する場合に、地上に密集した人家とか道路とかがあつて、それを拾うために地上で危害が起こりやすいといふふうなものについては、ただし書きの運用で十分禁止できるだろうと思つており

ます。しかし先生のおっしゃいましたように、あらゆる問題について細目的な規定が必要であるかどうかという点については、十分今後研究していきたい。ただ私どもの現在の気持から申し上げますならば、全く先生と御趣旨は同じでありまして、宣伝ビラ、広告ビラといふふうなものを飛行機からまくといふことは、できるだけやらせなかつたというふうな方向で考えていくべきじゃないかというふうな問題が起きておられます。

○肥田委員 これは航空局長、やはり地方でそういう問題が起きて、溝上栄子ちゃんという二才になる幼女が死んで、これを禁止してもらいたいという運動が起きておるわけですから、これを禁止してもらいたいという運動は、私は無視するわけにはいかないと思つた。たとえば、これをおとなが拾おうとして死んだという場合には、これはおとながぼんやりだということ、注意が足りなかつたということ、片づけられぬものに対する興味というものは、大体これはもう少年以下のいわゆる幼児に至る年齢の間が多いのです。ですから、そんなあぶないことをやつてもらつてはかなわぬというので、ね。そこで私は航空局長にもつと本質的な問題を考へてもらわなければいかぬと思つたのです。警察も当然ありますけれども、いわゆる今までの航空局と称するものの仕事の範囲というものは、いわば非常に高い次元にあつたものなんだ。少なくとも飛行機がそういう宣伝広告、それから拡声機を使つた、われわれがよく経験いたしました

戰場において飛行機が直接目標に向かつて爆弾を投下するような、そういうあぶない苦当をやりながら飛行機を飛ばしておるのは、これはみんな民間の営業用民間航空事業と称するものの中に含まれておるものなんです。ですから従来の概念であるところの航空局が監督するこの航空局の仕事というのが、その範囲が、もつと質がずつと拡大されて、そうして直接一般市民を対象とするところの問題にまで広がつてきておる。ですから、そういう高い次元にあつたときにつくつた法律をそのまま持つていって、そしてそのままにしておいて、その中で取り締まろうというところ自体が今日の事態ではもう無理が生じておる。ですから、すみやかにそういうこまかい問題について、これを規制することを考へなければ、片一方はそれを最大限に利用しようとするわけですから、これは防ぎようがなからうと私は思つたのです。どうかそういう点について十分考へていただいて、そうしてこれが取り締まりの規制をもつとこまかくして、少なくともそういう問題のために、それを拾おうとした幼女が電車にひかれたり自動車にはねられたり、こういう問題の二度と起らないように対策を立てていただきたいと思つた。この点は緊急を要する問題ですから、すみやかにそういう措置を講じていただく、このことを期待するといふことで私の質問を終わりたいと思つた。

○岡谷委員 ちよつと航空の関係で、別の機会にお尋ねをするものと思つたので、簡単にここでお尋ねいたします。実は電子航法技術の関係に關します

てきまして、パンフレットを持っていくというお客さんもございましたけれども、とにかくも大体五十人ないし六十人ずつくらいが毎日訪れておりました。こういう状況でございます。一月に入りましてからちょっとその傾向がにぶってまいりますけれども、それでも大体三十人平均、かような状況を示しております。

○勝澤委員　そこで、オリンピックの東京大会の準備を観光局としてもいろいろ進められておると思いますが、今の進み具合は一体どんなふうになっておりますか、その対策の点についてお答え願います。

○梶本政府委員　オリンピックに対しまして、運輸省といまして、俗に申しますと、自分たちの守備範囲でまず第一に考えなければならぬ問題は、宿泊対策の問題でございます。この宿泊対策は、一体どのくらい日本人が来るであろうかということから始まるわけでございますが、先ほど申し上げました観光審議会でいろいろ関係方面の委員さん方の御審議の結果、大体東京並びにその周辺の地区において一日三万人を最高の目標に準備をしたらよろしかろう、このような答申をちょうだいいたしましたのでございませう。その三万人を対象にいたしまして、ただいま私どもはホテル、旅館などのように受け入れるか、あるいはまた、それで足りない者はどのようにして配分をするかということをやっております。

一応のめどをいたしましたしましては、ホテルと旅館で、大体ホテルが現在ありますものが五千五百室、それから旅館が三千室、合計八千五百室というものが、

が、ただいま申し上げました地区に整備されておるわけでございますが、どうしても一万四千五百室くらいはつくらなければならぬ、かように考えまして、その面で行ういろいろ財政投融資、つまり開発銀行、中小企業金融公庫、こゝろにお願いをいたしまして進めておるわけでございませう。なお、本来はホテルなり旅館へ収容するのが建前であり、筋道だと考えております。しかしながら、全部を収容することはとてもまかない切れませぬので、従いまして、運輸省としてはユース・ホテルの利用ということを考えております。現在この地区におきましては約四百五十ございませう。目下建設中のもので相模湖畔の百二十ベッドございませう。そういうものを除きまして、とにかくにも一応千ベッドを目標に建設をしたい、かように考えまして、幸い予算におきましては運輸省の希望がそっくりそのまま認められまして、東京近辺においてはユース・ホステル千ベッドがオリンピックまでに建設が可能である、このような見通しをただいま持つておるわけでございませう。

それから、旅館の改造につきましては、東京都が直接貸付をする方向あるいは神奈川県が国の金融機関に金を預託いたしましたして、それをもとにして金融機関から貸し付ける方法というふうなことで、約五億程度の旅館改造資金を考へておったのでございませうが、ようやく東京都、神奈川県というふうなところと私も最近連絡をとったところによりまして、これも大体可能なようでございます。そういういたしますと、残るところはいわゆる船中泊の問題、それから一般民家での程度受け入れ

ていたどうか、こういう問題が残された問題になるわけでございませうが、全く宿泊対策というものは、私も内々の茶飲み話ではございませうが、宿泊対策じゃない、四苦八苦対策じゃないかというふうな私ども苦勞をいたしておるわけでございまして、この点も十分に御了承をいただきたいのでございませう。

○勝澤委員　観光局長が今ほんとうの話を四苦八苦対策と言われたのでありますが、これはやはり宿泊施設に対する国の積極的な施策というものが何と云いまして、私はいくつか必要と云いまして、オリンピックを控えて一番大事な時期でありますし、そうして観光というものが観光産業にまでの上がつて、日本における国際収支上重要な役割を占めている。こういう点からこの宿泊施設といいますが、こういうものに対する整備というものを、もっと積極的にやらなければならぬと思ふ。私はぜひこの点についての大臣の御所見を一つ承りたいと思ひます。

○綾部國務大臣　私も観光収入が国家財政に寄与する度合いはよく承知しております。それで財政の許す範囲におきましてこれをやるべく推進をいたしております。ただいま観光局長が説明されましたように、まだ相当の宿泊施設が足りないというものは、遺憾ながら現実です。しかし一方またさように人が来ないという見方をするの、オリンピックのわれわれ関係懇談会の間にもあります。しかしいざいざにしても、はるかに少ない宿泊施設をいかにやるべきかという問題は重大問題でございます。私どももいたしましては、そんな

で困るから、ユース・ホステルの方をさらにさらに強化するように、目下今の予算外の特別の融資と、それから土地——東京にそういう土地がなかなかないので、それには何とか国有地を善用して、国有地を一時的でもいいから開放してもらおうということも考へて、せつかく折衝いたしております。少なくとも今の一千のベッドのやつを二千ベッドくらいにぜひやりたいという方向で、東京都にやらすなり、どこかにやらすなり、今オリンピック関係関係懇談会でも問題になっておりました。ただいま御指摘のような宿泊施設を完備するように努力いたしております。

○勝澤委員　結局長期で低利の資金、そしてなおかつ今大臣が言われましたように、そう大きなものよりやはり中級で庶民が泊まれるようなものが今一番必要なことだらう、こう思ひます。そこで私次に、一九五七年三月に第一次観光視察団が日本から参りましたときの報告書の中にちょっと出ておること、ぜひこの際御検討願ひたいと思ふことがあるわけであります。最近国民外交とよく言われております。欧米諸国でも、個人の家庭に旅行者を泊める。コペンハーゲンでは三十四軒が観光協会に登録されておいて、一泊二ドル以下、七百二十円以下で泊まれる。そして安い部屋を提供しながら、その国の家庭的な雰囲気でお互いの交流を高める。言うならば、ホーム・ピジット制度といいますが、また過般のオリンピックで行なわれまして民泊といいますが、これはやはり観光の行政としても検討すべきものかと思ふ。最近何か経団連なんかもうどうしてをお考えになっておるようでありませう。

で困るから、ユース・ホステルの方をさらにさらに強化するように、目下今の予算外の特別の融資と、それから土地——東京にそういう土地がなかなかないので、それには何とか国有地を善用して、国有地を一時的でもいいから開放してもらおうということも考へて、せつかく折衝いたしております。少なくとも今の一千のベッドのやつを二千ベッドくらいにぜひやりたいという方向で、東京都にやらすなり、どこかにやらすなり、今オリンピック関係関係懇談会でも問題になっておりました。ただいま御指摘のような宿泊施設を完備するように努力いたしております。

○勝澤委員　結局長期で低利の資金、そしてなおかつ今大臣が言われましたように、そう大きなものよりやはり中級で庶民が泊まれるようなものが今一番必要なことだらう、こう思ひます。そこで私次に、一九五七年三月に第一次観光視察団が日本から参りましたときの報告書の中にちょっと出ておること、ぜひこの際御検討願ひたいと思ふことがあるわけであります。最近国民外交とよく言われております。欧米諸国でも、個人の家庭に旅行者を泊める。コペンハーゲンでは三十四軒が観光協会に登録されておいて、一泊二ドル以下、七百二十円以下で泊まれる。そして安い部屋を提供しながら、その国の家庭的な雰囲気でお互いの交流を高める。言うならば、ホーム・ピジット制度といいますが、また過般のオリンピックで行なわれまして民泊といいますが、これはやはり観光の行政としても検討すべきものかと思ふ。最近何か経団連なんかもうどうしてをお考えになっておるようでありませう。

けれども、これはやはり観光の政策としてお考えをいただいて、そして広い家であいているのがあるわけですから、そういう人たちの理解を深めて、そしてそれを公のところに登録しておいて便宜をはかる、そのことによつてお互い国民同士の信頼を高めていくこと、私は、私は大へんいいことではないだらうかと思ひます。こういう点についても、一つぜひこの際御検討をいただいたらどうだらうかと思ひます。それからもう一つの問題は、ギリシャでツーリスト・ポリス——観光巡査という制度を考へて、やられておるそうでありませうけれども、これは運輸大臣の所管ではございませぬが、やはり考へ方として大へんいいアイデアではないだらうかと思ひます。一つこういう点などについてもぜひ考へていただきたい。

この二つの点についてのお考へがありましたら、お伺ひしたいと思ひます。

○梶本政府委員　今お話の第一のホーム・ピジット制の問題でございませうが、国際観光というものが、外貨の獲得と同時に国際親善の交流というふうなことを目標にいたします以上は、当然このようなことに結論がなってくるわけでございませう。現に昨年ロータリー・クラブの東京大会が開かれましたときの実績によりまして、来られた方が全体で七千三百四十八人ございませうが、そのうちの八百五十五人がたまたま先生のおっしゃるような個人の住宅にお泊まりになっておる、こういう実績が出ております。従いまして、オリンピックのときにもどうして

もこういったことを考へていききたい、

オリピックを契機にぜひ考えていき
たい。かような考え方で東京都と十分
連絡をとりまして、東京都の方が最近
調査された数字によりまして、昨年の
十月末で一応東京都は締め切っておら
れますが、それによると約八百人とい
う数字が出ております。東京都は千五
百人を目標にしてもう一度話してみ
る、そのような話でございます。それ
はそういう御希望の向きに対して東
京都の係官が現地にお伺いして、トイ
レの模様とか、あるいは部屋の模様
といったものを見せていただいて、そ
してそこで東京都が契約を結ぼう、こ
ういうふうな考え方のようございま
す。ただその料金をどうするのか。あ
るいはそれに対する税金がどうなるの
かというふうな問題については、まだ
実のところ問題として詰められてお
りませんでございまして、これは実費支
弁ということで大目に見ていただけれ
ばいいじゃないかという話を、私ども
事務当局の間ではいたしておるわけ
でございます。

それから第二のいわゆるツーリス
ト・ポリスの問題は、これはギリシャ
だけではございまして、欧米におい
てはよく見る制度でございます。ツー
リスト・ポリスという腕章を巻いて、
観光客の多く来られるような場所、日
本でありますと後楽園とかあるいはは
り場の前、浅草の繁華街というよう
なところにおるわけでございます。こ
れは外国から来た観光客を保護するとい
うようなことを目標にいたしておるわ
けでございます。実際目にあたり見
ても、おまわりさんといいますが、私

どもの観念するおまわりさんと違いま
して、英独仏三カ国がペラペラで、そ
れでこそほんとうのツーリスト・ポリ
スだと思っておりますが、そういう
ことで至れり尽くせりの施設と申し
ますが、そういうことが国として考え
られておることを非常にうらやまし
く思っております。私どもとす
れば、できればオリピックのときだ
けでもそういうことを考えていただ
ければ非常にありがたいし、けつこう
なことじゃないかと考えておるわけ
でございます。

○勝澤委員 大臣、今のツーリスト・
ポリスの問題なんかは大臣の所管とは
違ふと思つておるわけですが、しかし日
本が観光に力を入れておるといふこと
を国際的に見せるというのには私は大へ
ん大事な点だと思つておる。何かの機
会がありましたらぜひ御検討いただい
て、こういうことが実現されるよう
にぜひ私は望みたいと思つておる。

金もうけするやつまで非課税の対象に
しないでよろしからう、これが第一の
理由。それから第二の理由は登録ホテ
ル、登録旅館で宿泊したり、飲食する
来訪外客に限る、こういうことなん
です。そうしますと、片一方は登録旅館
に泊つた、片一方は登録ホテルに泊つ
た、ところがその近所に登録じゃない
ところの旅館があつてそこに泊つたよ
うな場合には、同じような食べものを
食べておるながら、片一方は税金がか
り、片一方はかからぬということ
は、いかにも不公平じゃないか、これ
はおかしい、こういうふうな問題。そ
れからまた具体的に申しますと、帝国
ホテルに泊つておるお客が帝国ホテル
で飲食しますと非課税でございます
が、東京会館へ行つて食事をするとな
ると税金を取られる。椿山荘へ行つて食事
をするとなると税金を取られる。帝国ホテルで
すれば非課税であつて、ちよつと出た
ところの東京会館じゃ税金を取られ
る。これはおかしいじゃないか。これ
が第二の問題。それから第三の問題
は、外人が一人で食べて、それから日
本人が数人で食事をしたような場合、
外人に支払いをさせて日本人がその課
税を免れておるのじゃないか、これ
はけしからぬじゃないかという非難
が第三の問題でございます。いわばこ
の三つの点が料飲税に対して加えられ
た非難の要約でございます。それで運
輸省といたしましては、虚心たんかい
にその非難を十分に検討をさして
だきまして、そしてまず第一の百八十
日以内の来訪外客に對しましては、な
るほどそういう点もあるかと思いま
すので、一挙に六分の一の三十日に圧
縮したのでございます。三十日ならば

次に料理飲食等の消費税の外客に對
する非課税の措置の問題であります
が、過般何回となく当委員会の問題に
なつてきたわけでありまして、現況は
今どんなふうになつておるかと。
○榎本政府委員 料理飲食等消費税の
問題につきまして問題点を申し上げま
すと、従来の制度は昭和二十八年から
十年間といふものは非課税で行なわれ
てきたわけでございます。その非課税
に對して加えられました非難のまず第
一は、百八十日以内の滞在の外客に對
してそういうふうな恩典をやることは
おかしいじゃないか、日本へやってくる
外人の中には、飛んだりはねたり
踊つたり歌つたりして金もうけするや
つがたたくさんいるじゃないか、そんな

まあみんな観光客だ、ですから、これ
ならばいいんじゃないかと思ふかとい
うことで、三十日以内の来訪外客に限
る、こういうふうないたしました。そ
れから第二の問題は、この料飲税は地
方税でございますので、これは都道府
県知事の意見というものを十分取り入
れたらよろしからう、それで登録ホテルと
か登録旅館とかいふ登録じゃなくし
て、都道府県知事が指定されるものと
いうふうにするれば、地方税である建前
上いいじゃないかというふうなこと
で、私どもは案を立てたわけござい
ます。それから第三の問題は、そう
いったことは毛頭ございせんけれど
も、それが御心配ならば、トラベラー
ズ・チェックの利用者に限るといふ
うなことでいふたらどうだらうか、こ
のトラベラーズ・チェックは一昨年の
秋から東京銀行がこの制度をつくつて
おりますが、これは日本の円では買
えないわけございまして、外貨を持
てこなければトラベラーズ・チェック
は買えない。そういたしますと、この
トラベラーズ・チェックを利用する
ということは、つまりとりもなおさず外
貨を使つておるといふことになるわけ
でございますので、これならばいい
じゃないかというふうなことで、案を
立てて、いろいろ関係方面にお願
いいたしましたのでございまして、御承
知の通り地方税法の一部改正が二つ出
た。あとの方の地方税法の一部改正
中に修正の案が出たわけでございます
けれども、継続審議ということになつ
て、今日まで私どもの希望が満たされ
ないでございまして、この一月十
日、お、ちよつといい機会でございます
ので、申し上げます、この一月十

六日にジャパン・タイムズにこんな投
書が出たわけでございます。これは外
人が御夫妻である有名なレストランへ
行つて五千円の食事をされた、それか
らカクテルを二杯飲んだ、それが一杯
四百円だったから全部で五千八百円
だ、五千八百円になりますとサービス
料が一割つくわけでございますから五
百八十円、そうしますと六千三百八十
円になります。二人で六千三百八十
円になりますと、一人で三千円以上
三千円以上になりますと、たんに料飲
税が一割から一割五分にはね上がる
というふうなことで、何のことはない、
その五千八百円の飲食をしたこと
によつて、サービス料と税金を合せて
千五百三十七円取られた、こういう
ことなんです。それで投書された表題
は、観光客よ用心せよというので、
ジャパン・タイムズに投書されてお
るわけでございます。結局私ども一番
おかしと思つておるは、その飲食した
本来の料金に對してサービス料が一割
かかる、そのサービス料を含めたもの
に對して料飲税がかかつていくとい
う現在のシステムなんです。これだけ
何としてでもオリピックまでに私は
直してもらいたいと思つておる。
これをしませんと一々説明がつかない
のです。なぜこんなことになるのかと言
わされても、一々カウンターの女の子
はこうなつておりましたといふこと
をやつておつたのでは間に合はぬので、
やはり税金というものは氣持よく払
う、また計算の仕方が非常に簡単であ
ると思つておる。

○勝澤委員 次に国民旅行というのが

第一類第十号 運輸委員会議第五号 昭和二十八年二月十五日

最近よくいわれるのでありますが、この現状と問題点についてお尋ねいたしたいと思ひます。

○梶本政府委員 国民旅行の現状と問題点、これは非常に大きな問題だと考へております。まず国民旅行がどのよ

うな現状で行なわれておるかというこ

とでございまして、いろいろ私も各

方面でとられました統計等を基礎にし

て考へてみますと、一年間に日本の国民が旅行いたしました回数に六千万人回

と考へております。このようにして旅行がだんだん盛んになっておるとい

ことは、この統計におきましても十分

現われております。ここ二年間に一泊

以上の旅行を全然しなかつたパーセン

テージが五二・六から四〇・五%と

ございまして、旅行というものが非常にふえてきたというのが現状でござい

ます。それで一体その旅行が何によつて行なわれておるか、国鉄で多いの

か、私鉄で多いのか、バスで多いのか、船が多いのか、飛行機が多いのか

というところでありますけれども、まず一番多く目立っておりますのは飛行機

でございます。飛行機によるところの輸送人員というものは過去五年間に約

三・三倍になっております。ものすごく伸び方でございまして、それからその

次が貸し切りバスによる旅行でございまして、これが大体一・八倍の伸び、

このような状況を示しております。長距離の乗り合いがここ二年間で一・五

倍の伸びというふうなことで、ものすごく伸びております。国鉄の方は大体

電車区間を除きますと一・二三倍くらい伸び、こういうふうなことでござい

まして、一般的に申し上げられますことは、飛行がだんだん行なわれるよ

うになった、しかもそれが長距離の旅行が目立ってきた、それから一泊以上

の旅行を考えますと団体旅行が二分の一、家族連れ旅行が三分の一、こ

ういうふうな状況を示しておりますわけ

でございます。それで、結局そのような国民旅行の現状に對しまして、その次の先生の御

質問は、問題点は那邊にあるのか、こ

ういう御質問でございまして、まず第一はやはり旅行者の障害をどのように

して排除するか、これが第一の問題点だと思ひます。これにはもちろん交通

機関を整備するというような問題もござい

ますが、観光地があまりにも過密利用をされておる、つまり一定のシー

ズンに限られておる。そうして、東京近辺で申しますと箱根とか熱海とか、

そういうところへわれもわれも押しかける、こういうふうな問題がある

わけですね。それをもう少し東京を中心として熱海、箱根までの時間的距離の

場所の東北方面、千葉方面ないし中央線方面へ考えられないか、つまり過密

利用というものを防止するために新たな観光地を切り開いていくという

ようなことが、やはり一つ国民旅行の問題点になってくるんじゃないか

か、この問題、その観光地なるものも、まあ手とり早く申し上げま

す、自分のうちに年ごろの子供がおりましたような場合、特に女の子を持

っておりますような場合に、年ごろの娘を連れておやじが旅行をいたしました

場合に、おやじが顔を赤らめなくても済むような観光地がほしい、かよ

場、そこをよけて通らなければ家族連れで旅行ができないようなことのない

ような観光地、つまり家族向けの観光地、団体旅行をするような場合の観光

地、それから山登りしたり、スポーツを楽しまふような人のための観光地、つ

まり観光地によつていろいろ質の相違があると思ひます。そうい

ったものが全国的な規模でまんべんなく適正配置が行なわれてなければなら

ない。これが私も考へます第二の問題でござい

ます。それから第三の問題は、低廉な宿泊施設を整備する。これは運輸省の所

管で申しますと、ユース・ホステルというものを全国的に整備していく、こ

れが問題でございまして。残念ながら、来年度の予算をいれましてもまだ設

置られない府県が全国で十二ござい

ます。こういうことでは困ると思ひます。ございまして、やはり将来にわたつてユース・ホステルを整備して、そ

してユース・ホステルを泊り歩いて、けっこう日本が楽しく旅行できるとい

うふうな日が一日も早く来ることを私もどもとしては希望いたしておるわけ

でございます。結局私どもとすれば、国民旅行の問題点と申しますと、国民に健全な旅行

の機会を与えるための政策をまず考へて、それから旅行者の保護、つまり旅

行者を消費者行政の立場から保護していくというふうな考え方の政策を打ち

出すこと。それからもう一つは、最近よく言われること(さ)でございますが、地

域格差の是正をはかる。そして後進地域を開発していく。そこに産業を興す

よりも観光を盛んにすることが、その地方の開発になるというふうな地域を

開発していく。これが国民旅行の将来のあり方ではないか、かように考へて

おるわけでございます。

て、約千九百もあるわけでございます。これは私どもの方で十分にその監督をするように平素から心がけておりました、ただいまのところ別にさしたる問題も起こっていないのじゃないかというふうにご考えておるわけでございます。

○勝澤委員 それでは総理府の審議室長がお見えになっておりますので、観光事業審議会の最近の答申といいますが、あるいは今審議しておる状態、これについてお答え願いたいと存じます。

○江守政府委員 観光事業審議会は非常に古い審議会でございます。昭和二十三年にござまして以来、非平に熱心にいるいろいろなことを審議していただいております。それで審議していただくことについての建議をしていただきますと同時に、また総理大臣の御諮問に対して答申をしていただくのございまして、非常に古い、歴史の長い審議会でございます。非常にとくさんの建議をしていただき、また最近におきましては、先ほど米問題になっておりますオリビックに関係いたしました、国内の観光態勢をどうするかというふうな諮問に対して昨年答申がございました。それからたゞいまは所得倍増計画に即応いたしました、長期的な視野に立つての今後のわが国の観光施策の基本は何であるかというふうな御諮問に対して、いろいろ御答申をなさるためにお集まりをいただきました。昨年の十一月に委員の改選がございましたが、前の委員の御勉強などをそのまま引き継いでいただきまして、現在非常にひんばんに会合を持ち答申の準備を進めておるといふ現状でございます。

○勝澤委員 総理府の方では、この審議会の答申が出るまでのことで、あとは内閣総理大臣に答申をして実施は各省々でやられておる。それについての促進というふうなことはどういふふうに考えられますか。

○江守政府委員 御答申に対しては、もちろん内閣全体としてこの趣旨を十分に尊重して参るといふことでございます。ただ御答申に盛られましたいろいろな政策を實際に実現して参りますという事は、現在の建前では観光に關係いたしますそれぞれの各省の御所管の仕事になるわけでありまして、総理府といたしましては、審議会の御答申が十分行政の實際に反映いたしますように、各省ともそういつた施策を立案されます過程におきまして、十分な連絡をよくして参りたいというふうにご考えておる次第であります。

○勝澤委員 これ以上の諮問ですと、室長にお伺いするのもあまり御無理だと存じますので、また別の機会に十分伺うことにいたしました。また詳細につきましましては観光小委員会もあるようでありまして、そこで十分やらしていただきたい。

○木村委員 次回は公報をもってお知らせいたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

昭和三十八年二月二十二日印刷

昭和三十八年二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局